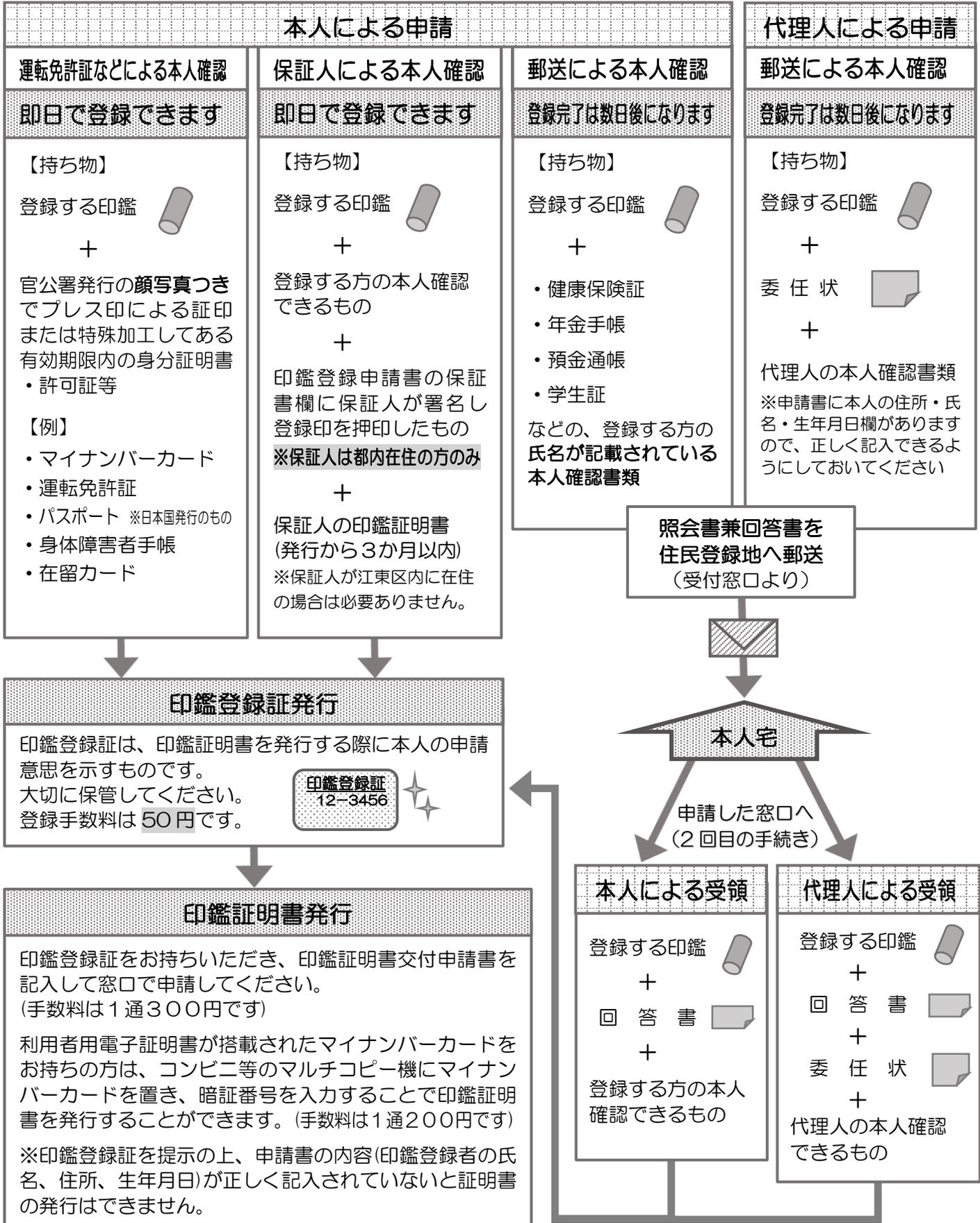


# 印鑑登録をなさる方へ

江東区に住民登録をしている方は、1人1個に限り、印鑑登録をすることができます。ただし、他の方が既に登録した印鑑では登録できません。また、意思能力の無い方、15歳未満の方は登録できません。

■窓口に来られる方の本人確認できるものを必ずお持ちください



## ●回答書の書き方●

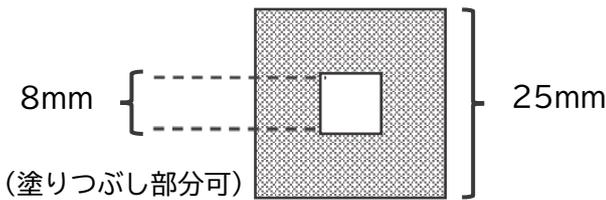
回答書は、必ず**委任者（登録する方）本人が記入**し、**回答書には登録する印鑑を押印**してください。

見本は下のとおりです。

記入例	回 答 書	令和〇年〇月〇日
江東区長殿 右記の印鑑について、登録申請をしたことに相違ありません。		
住 所：江東区東陽4丁目11番28号		
氏 名：江東 太郎		
生年月日：H4年11月28日		
		

## ●登録できる印鑑●

- ・印影が8ミリの正方形に収まらないもの、かつ25ミリの正方形に収まるもの(右図参照)
- ・住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏もしくは通称、または氏名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせたもので表しているもの  
※旧氏の印影を登録する場合は事前に住民票へ「旧氏の記載」をする手続きが必要です。
- ・硬質のもの(ゴム印不可)で、変形しないもの
- ・印影が鮮明で、判読ができるもの



## ●委任状の書き方●

委任状は、必ず**委任者（登録する方）本人が記入**してください。

見本は下記のとおりです。

※委任状は江東区の下記ホームページよりダウンロードできます。

※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の方の本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）が必要です。

■委任事項欄には委任する内容を下記の〈委任事項〉から選んで口<sup>○</sup>にチェックしてください。

記入例	委 任 状	令和〇年〇月〇日
江東区長殿 〈委任者(印鑑登録する方)〉 住 所 東京都江東区東陽4-11-28 氏 名 江東 一郎 屋間の連絡先 03-3647-9111		
私は下記のを代理人として、下記の権限を委任します。		
〈委任事項〉 ※該当する項目に必ず口 <sup>○</sup> (チェック)してください。		
<input type="checkbox"/> 印鑑登録申請		
<input type="checkbox"/> 回答書の提出及び印鑑登録証受領		
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証亡失届・印鑑登録廃止届		
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証引替交付申請及び受領		
〈代理人(窓口に来る方)〉 住 所 東京都江東区大島4-5-1 氏 名 江東 花子 生年月日 昭和〇年〇月〇日		

## ●次の場合は届出してください●

	届出書類	必要なもの
印鑑登録証をなくしたとき	亡失届	本人確認できるもの
登録を廃止したいとき	廃止申請書	印鑑登録証+本人確認できるもの
登録印を変えたいとき	廃止申請書+印鑑登録申請書	印鑑登録証+新しい印鑑+本人確認できるもの(免許証など)
印鑑登録証が破損したとき	引替交付申請書	印鑑登録証+本人確認できるもの

## ●手続き・問い合わせ場所●

名称	電話番号	住所	名称	電話番号	住所
江東区役所区民課	03(3647)3162	東陽4-11-28	亀戸出張所	03(3683)3734	亀戸2-19-1
白河出張所	03(3642)4456	白河1-3-28	大島出張所	03(3637)2451	大島4-5-1
富岡出張所	03(3642)8306	富岡1-16-12	砂町出張所	03(3644)2181	北砂4-7-3
豊洲特別出張所	03(3531)6316	豊洲2-2-18	南砂出張所	03(3640)5355	南砂6-8-3
小松橋出張所	03(5606)5581	扇橋2-1-5			

くわしくは、上記窓口、または電話までお問い合わせください。

江東区ホームページ（委任状はこちらのページからダウンロードできます）

<https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/jumin/inkan/index.html>

<https://www.city.koto.lg.jp/060301/kurashi/jumin/inkan/5034.html>